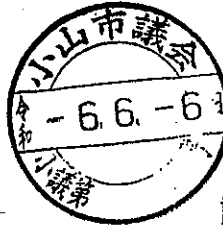


視察調査・研修会等報告書

令和 6 年 5 月 27日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議員 篠崎 佳之 様



議員氏名(片山 照美)

研修・視察日時	令和 6 年 5 月 8日～9日
研修会場・視察先	都立多摩図書館
研修名・視察目的	地域経済と地域産業 「日本の食をどう守るか」・「地域社会における中小企業の役割と 中小企業振興条例」・「生活保護制度を使いやすいものに」
応対者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	「日本の食をどう守るか」 人が生きていくうえで欠かせない、かつ安全な「食」と、「地域の暮らし に深く結びついた「農」をどう守るか。さまざまな取り組みを学ぶ。 「地域社会における中小企業の役割と中小企業振興条例」 中小企業の役割についての基礎知識と、自治体で作成がすすめられる 「中小企業・小規模企業振興条例」について先進事例から学ぶ 「生活保護制度を使いやすいものに」 市町村議員に必要な「生活保護制度」の基礎知識と、すべての人が尊厳 をもって地域で暮らせるように市町村は何をすべきかを学ぶ。
市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等	・小山市の農業委員から出ている要望に対してして、解決の 策、及びヒントになることを期待して受講 ・「中小企業振興条例とは何か」を学ぶことで中小企業への提言を していきたい。 ・生活保護制度を再度学びなおすことで、小山市の現状に反映して いきたい。

視察調査・研修会等報告書

<日本の食と農をどう守るか >

1, 日本の農業の現状

日本の食糧自給率は、種や肥料の自給率も低く、10%あるかないかの現状である。

海外からの物流停止が起きたら、世界で最も飢餓者が出る国とも言われている。それゆえ

最も国内生産の増強をしなければならないと言われているが、国内農業は生産コストが倍増でも生産コストも上がらず廃業が激増しかねない。

この現状は小山市の農業においても同じことが言えると思う。

2, 解決策は

協同組合、市民組織など共同的な力が自治体の政治、行政、また心ある企業と連携して地域で奮起して、地域のうねりを国税が受け止めて全国のうねりにする必要がある。

(具体的には)

地域の種を守り、生産から消費までを地域でする。

運命共同体として地域を循環的にし、農と食を支える。例えば学校給食の地域公共調達の実施

また、農家と住民が一体化で耕作放棄地に住民や他県から人を呼び込み、耕作放棄地は皆で耕し農業を維持する。

また、食品添加物や農薬が多い生産物は、国民の健康を害する。輸入品の現状を国民(小山市民)も理解して、消費者として安心・安全な有機野菜や自然栽培の野菜や農産物に方向性を変えていく必要がある。お金を出せば食料は買えるという時代は終わっていくだろう。

予期せぬでき事に国民の命を守ることが「国防」なら、地域農業を守ることこそが安全の保障ではないか。

3, なぜ日本は財政支出ができないのか

要因はいくつかあると思うが、一番の大きな理由は予期せぬ出来事に対して国民の命を守るこの方法が、国は「国防」であると考えているからである。地域農業を守ることが安全保障であるのに対し、「国防」を重視する国は、防衛費を5年で43兆円の現状

国内農業生産を強化し、危機から国民を守る体制が急務のはずが、「価格は上げない」「米は作るな」「牛乳を捨てろ」「牛を殺せ(4万頭)」等国内生産基盤をそぎ落としている。

農業がつぶれてもアメリカを怒らせることはできない。

4, 農水省の予算の削減

財務省は米を作るなどというだけではなく、小麦、大豆、野菜、そば、飼米、牧草などを作る支援として

視察調査・研修会等報告書

出していた交付金をカットするときめた。

このままでは農業をあきらめる人が続出し、耕作放棄地がさらに拡大し、食料自給率は急降下し、食料危機に耐えられなくなる可能性がある。

現状農家の赤字はふくらんでいるし肥料、飼料、燃料などの生産資材コストは急騰しているのに国産の農産物価格は低いままで、農家の倒産が激増している。

5, 学校給食が鍵

世田谷区では、安全・安心の給食提供を行うため、定められた給食費に基づき可能な範囲で科学肥料及び農薬の使用が少ない食材や有機農作物を購入することとしております。

令和5年度は、安全・安心の給食の提供、及び食と環境の調和を踏まえた食育の推進を目的に学校給食での有機農作物の活用を促進するため、各校6回有機米を使用した給食の提供を実施しています。

また、千葉県いすみ市の有機栽培を行う農家を支援して、17年10月学校給食無償化、学校給食をすべて有機米に変え、地産地消による街の活性化や環境負荷の軽減、地域ブランド化にもつながり、農業の新たな活路として注目されている。

6, 地域住民のネットワーク強化

国の背策を改善する施策は必要だが、それ以上に自分たちの力で自分たちの命と暮らしを守る強固なネットワークをつくる必要がある。

更に IT 大手と組んだ農業の工業化・デジタル化が進めば、食料生産・流通・消費が企業の完全な支配下におかれ利益が吸い取られる構造が完成する。農家も潰れ、少数の隷属的農業労働者しか必要とされなくなる。

<地域社会における中小企業の役割と中小企業振興条例 >

小山市は中小企業振興条例・小規模企業振興基本条例を令和2年3月に策定

振興条例とは

地域の雇用や経済を支える中小企業の振興に関する基本事項を定め、関係機関が協同して中小企業の振興を図り、地域活性化に取り組むことを目的とした条例です。

1, 地域における中小企業の役割

① 地域に根ざしたきめ細かい利便性

中小企業・小規模企業の創造性の発揮は、利便性を通じて地域社会を発展させる。また、大企業の大量生産に不向きな製品・サービス開発の提供や地域に埋め込まれた構造的ニーズを掴む為に、日々の人と人の接触に目的を持って、意識的に相互理解を求める接触を通じて、顧客の生活行動

視察調査・研修会等報告書

などまでを把握して、商品としてサービスを提供している。

21世紀の地域社会は「安心・安全」・「医療・福祉」・「環境」・「情報通信」・こういう所の利便性や役割を失っている。

② 24時間住民として地域社会を支える社会性

地域中小企業・小規模企業は、地域社会の核で地域から減少することは地域社会を崩壊させることになる。中小企業・小規模企業の存在こそ大事で地域社会を担うキーマンである。

人づくりを通しての地域経済振興・地域の伝統文化の伝承発展が必要である。

そして、世界で通用する分化型産業も必要である。

地域で人間が健全に成長するには、中小企業・小規模企業は必要な存在であり、グローバル大企業にはその代役はできない。

また、地域社会に重要な存在であることが民間、自治体労働との連携を可能にし、地域社会を発展させる活動こそが中小企業・小規模企業の社会性の発揮である。

③ 地域の住民生活を支える経済の合理性

地域商店街の中小小売店での購買は、資金が他の地域に逃げていかない。小売店は地域卸売りから仕入れ、地域の信用金庫・信用組合など地域金融機関に預金され、それが地域の他の中小企業・小規模企業に貸し出されていく。税金も地域自治体に納入される。

農業は「6次産業化」の進展化で、地域での連携の多様化、地域生産品の地域内外への販売拡大と所得の確保ができる。

また、必要な資金を中小企業・小規模企業へ供給できる仕組み

地域密着型金融機関である信用金庫や信用組合の再評価(地域の中でお金を回す。

プラスのスパイラル)

2, 地域密着型の中小企業振興政策

自治体の中小企業振興条例づくり

中小企業憲章 閣議決定 2010年6月18日 民主党政権

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民の生活に貢献し、伝統技術や文化の継承に重要な機能を果たす。そして、小規模企業の多くは家族経営形をとり、地域社会の安定をもたらしている。

すなわち中小企業は国家の財産である。中小企業の多くは、資金や人材などに制約があり、

外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられ数多くの困難にさらされてきた。

視察調査・研修会等報告書

中小企業の力が、これからの分野(医療・福祉・情報通信技術・環境・エネルギーなど)で発揮され、豊かな経済、安心してできる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り開くモデルを示すであろう。

自治体による中小企業政策の根拠

新「中小企業基本法」

第6条 地方公共団体の責務

「公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割を分担し、その他地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」

自治体では基本法の施策と連携する部分と同時に地域の特性を踏まえた独自の中小企業政策を取ることができる。

中小企業振興条例づくりの進捗状況

1979年 墨田区中小企業振興条例を皮切りに、現在(2023年)1月 47都道府県716市区町村 41,6%制定

中小企業振興計画は、地域の中小企業・小規模企業の養成を最大限に組み込んで作成
そして、自治体を中心になって小回りがきき、実行しやすい結果を検証する体制づくりが必要である。

<生活保護制度をつかいやすいものに>

日本国憲法の規定の中に (憲法第13条)

すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求にたいする国民の権利については、公共の権利については、公共の福祉に反しない限り、立憲その他の国税の上で、最大の尊重を必要とする。条文があり、また憲法第25条では、すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。そして、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。との条文がある。

そして、生活保護法の規定の中で生活保護の申請の仕方や概念等がうたわれている。

しかし、生活保護の利用者に対する不適切な対応が2023年江戸川区福祉事務所で、また桐生市でも発生している。

それでは、なぜ生活保護利用者に対する不適切な人権無視の対応が各地で行われるのか？

(1)具体例

①体調不良で市役所へ行けず、生活保護打ち切り 市を提訴へ(2021年)

視察調査・研修会等報告書

②生活保護を受けると車を持ってない？ 地方で訴え相次ぐ(2023年)

③運転記録の提出拒否 →生活保護の停止が「違法」(2024年)

などがある。

不適切対応策としては、厚生労働省のHPの活用がある。

*厚生労働省のホームページでは

・生活保護制度の概略が解る

・全国市町村の紙地区分がわかる。

・生活扶助基準額の算出方法は極めて重要

・生活保護制度に関するQ&A(高校進学、大学進学、その為の資金や学生のアルバイト等について紹介している。)

・生活保護制度の申請について、よくある誤解

などが載っている

(生活保護の現状)

・直近の生活保護受給者数は202万人、2015(平成27年)3月をピークに減少に転じ、以降減少が続いている。

・直近の生活保護受給世帯数は165万世帯。コロナ禍前の2019年(令和元年)と比較すると1.5万世帯増加している。

・生活保護受給者数は、令和5年12月現在で202万180人となっている。

世界金融危機後に急増したが、近年は減少傾向で推移している。

令和5年12月の対前年同月伸び率は、マイナス2%である。

・栃木県の生活保護率は、令和5年12月時点で全国29位 1,04%である。

(国民生活の現状)

1世帯当たり平均所得額の年次推移をみると、貧困がすすんできている。また、高齢者世帯は低所得者が多く貧困率が高い。(高齢になるほど貧困率が高くなる。)

特に高齢単独世帯の貧困率が高い。(特に女性)

(日本の相対的貧困率について)

★日本の相対的貧困率(2021)

おとなが1人の世帯 44,5%

全世帯 15,4%

子ども 11,5%

視察調査・研修会等報告書

高齢者 男 16,4% 女22,8%

(令和4年度 国民年金の加入・保険料納付状況)

2022年度の国民年金納付率は、2022年度76,1%

2020年度分最終納付率80,7%

全国の全額免除者は2020年度～42,6%、2021年度～43,4% 2021年度 43,8%

*将来多くの無年金や低年金の高齢者が出現する。特に高齢女性の生活保護受給者が増加する。

(準要保護に対する就学援助)

令和4年度要保護及び準要保護児童生徒数は、1,257,303人である。

また、令和4年度就学援助率は13,9%で10年連続減少である。就学援助対象者数の主な減少要因は「児童生徒の減少」「経済状況の変化」が多い。

(改正困窮者支援法成立 こども就職自立に準備金)

子供の貧困対策や居住確保支援を強化する生活保護困窮者自立支援法等の改正法が17日、参議院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立した。高校等を卒業後、生活保護受給者世帯から経済的に自立する子どもに、最大30万円の準備金を支給する。

準備金は高校や中学を卒業し、就職のため生活保護世帯から自立する子どもが対象。

転居する場合は30万円、同居しない場合は10万円が支給される。職業訓練を経て就職する場合でも受け取ることができる。

視察調査・研修会等報告書

令和 6 年 5 月 25 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議長 篠崎 佳之 様

議員氏名(片山 照美)



研修・視察日時	令和 6 年 5 月 25 日
研修会場・視察先	東京都新宿区渋谷 婦選会館
研修名・視察目的	市川房枝政治参画フォーラム 「一人一人が尊重される権利」を守る社会に
応対者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	<p>こども基本法が施行され1年。生きづらさを抱えている子ども達は基本法にある「保護され平等に教育をうける」権利が保障されているでしょうか。不登校が増えている今、フリースクールを運営する講師から実践を学びます。また、発達による行動への周囲の無理解が当事者の生きにくさにつながっている状況下、発達障害への差別禁止について学びます。</p> <p>日本は「女性差別撤廃条約」を批准しており、今年国連の日本審査があります。国際基準の女性の権利を保障している条約が機能するために、私たちができることは何かを学びます。</p>
市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等	<p>小山市においても不登校の生徒の数は年々増加傾向にある。</p> <p>不登校の生徒が増えている中で市議として何ができるのか。</p> <p>発達障害の理解を踏まえて、できることを資源化していく。</p> <p>また、女性の権利を学ぶことで、今後の女性活躍の輪を広げていく。</p>

視察調査・研修会等報告書

<女性差別撤廃条約・日本審査へ向けて>

<林 陽子>

- 1, 女性差別撤廃条約の内容 (1979年の)国連総会で採択
- 1条 女性差別の定義 2条 締約国の差別撤廃義務
- 3条 女性の能力開発 4条 差別とならない措置
- 5条 ジェンダーステレオタイプの否定
- 6条 人身売買の禁止 7条 政治参画
- 8条 国際活動への参画 9条 国籍に関する平等
- 10条 教育における差別の撤廃 11条 雇用における差別の撤廃
- 12条 健康・保険分野における差別の撤廃
- 13条 経済的・社会的活動における差別の撤廃
- 14条 農村女性その他社会的に弱い立場における女性の権利擁護 15条法の前の平等
- 16条 婚姻・家族生活における差別の撤廃

日本と女性差別撤廃条約

- 1980年 日本政府が条約に署名(市川房枝が大きな役割を果たす)
- 1985年 日本政府が条約を批准
- 1999年 条約の選択議定書が国連総会で採択される
- 2023年 条約の締約国 189 選択議定書の締約国 115(日本は未批准)

地球上から女性差別はなぜなくなるのか

(理由)

- * 世間にはもっと重要な人権侵害があり、女性差別は生きるか死ぬかの問題ではない
- * 女性差別の原因は文化的・社会的なところにあり、法律で規制すべきではない。
- * 女性差別は日常にあまりにもはびこっていて、対処のしようがない

国際条約の履行確保制度

- 1, 国家報告制度 条約の内容を国内社会でどのように実現しているかを、国家が条約機関に報告し、審査・勧告を受ける。
- 2, 国家通報制度 ある国が条約に違反していることを国家が条約機関に通報し、審査を求める。
- 3, 個人通報制度 条約上の権利を侵害されたが個人が、条約機関に対して救済の勧告を

視察調査・研修会等報告書

求めることができる制度

4, 調査制度 条約機関が大規模・組織的な人権侵害があるとの情報に接したときに事実を勧告する制度

<日本の現状>

*衆議院議員の候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、2021年の割合は17,7%であった。

*参議院議員の候補者に占める割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、2022年の割合は、33,2パーセントであった

*地方議員は1788自治体中、220が女性議員ゼロ議会

*日本は高齢者の貧困率が高い。

*日本はひとり親家庭の貧困率が高い(世界36位48,3%、OECD平均31,9%)

*ジェンダーギャップ指数(2023年) 日本は125位(0,647)

<女性差別撤廃委員会からの指摘>

主な指摘事項

1, 皇室典範(女性による皇位の継承について)

2, 民法(選択的夫婦別姓の導入、再婚禁止期間の撤廃、離婚の際の財産分与・養育費の確保)

3, 刑法(性暴力犯罪を被害者視点で見直す)

4, リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(刑法墮胎罪の撤廃、旧優生保護法被害者への補償)

5, 意思決定の場に女性を増やすための戦略

6, 労働法(同一価値労働同一賃金。セクハラ禁止)

7, 税法(家族労働に関する所得税法の改正)

8, 年金法制(高齢女性のための最低所得補償)

9, マイノリティ女性の権利擁護、ヘイトスピーチからの保護

<国内人権機関の設立>

日本は批准・加入したすべての条約機関UPR(人権理事会普遍的定期審査)で、繰り返し、国内人権機関の設立の勧告を受けている。国内人権機関に関する認証機関によれば世界130か国にNHRIsがあり、そのうち政府から完全に独立しているというA判定を受けているのが88か国。日本は国連パリ原則が定める独立性が欠けているため、国内人権機関とは認められていない。

視察調査・研修会等報告書

<女性差別撤廃委員会(CEDAW)新しい一般勧告(GR)のドラフト公表>

- 1, 国の法律を国際法の基準に調和させる。
- 2, パリテ議会(男女同数)をめざした選挙法改正を実現する。
- 3, 政治におけるジェンダーに基づく暴力をなくす。
- 4, 政府が自ら、女性の政治参画に関する意識を高める努力をする。
- 5, 議会をもっとジェンダーに敏感な場所に変えていく、特に、親としての責任と議員の職業が両立する仕組みを整える。→2024年秋に40号として採択予定

<地方議会、地方議員に何ができるか>

2016年に障害者差別禁止法、ヘイトスピーチ法、部落差別解消法の「反差別3法」が不十分な内容ながら成立したことにより、人権擁護・部落差別撤廃等について改正条例や新たな条例が成立する動きが活発化した。

ヘイトスピーチに関しては2024年3月現在、9つの自治体で条例が制定され、唯一川崎市が刑事罰を置いている。

ジェンダー平等、男女共同参画条例に関しては、全国で千葉県を除くすべての都道府県、20の政令指定都市のすべてで制定されている。

今後は、地方議会、地方議員は、言葉から行動へ移す必要がある。

<不登校が増える今、子供たちに大人は何ができるのか>

不登校の定義

- 1, 病気や経済的なことなど特別な事情がない
- 2, 年間の欠席日数が30日以上

不登校児童生徒の推移(1)

10年連続増加、小学生 299,048(2022年度)

中学生の17人に一人

長期欠席者 460,648人

原因としては ストレス性の病気(起立性調節障害)・(過敏性腸症候群)・(不安障害)などのストレス性の病気

不登校離職

「子どもの不登校が家庭にどう影響を与えるか。」

子どもが不登校になると7割の親が仕事に影響がある。

視察調査・研修会等報告書

退職 14, 8% 休職 6, 0% 遅刻早期退職31, 5%

多かった理由としては

働きたかったが、子供の体調不調や心の不安を考え子供を家で支えることに専念することにした。

そのことにより収入が減った 37, 8% 収入がほぼゼロになった1, 9%

月収が8万円以上減った家庭は35, 8パーセント

そして、親はうつ病、不安障害、統合失調症等何かの心の病の診断を受けた。また、診断は受けていないが、医療機関やカウンセリングに通いはじめた。

子どもが不登校になる前から、心の病気の診断を受けている、もしくは医療機関等に通っている親が多い。

医療機関にはかかっているが、心の不安定さを感じている親が不登校の半分以上いる。

*NPO 法人キーデザインを目指す社会

1, 自分に合った教育を選べる社会

2, 地域で子育てをしていく社会

3, 「助けて」と周りに SOS を出せる社会

<発達障がいのある人への差別の禁止>

*発達障がいの特徴

広汎性発達障害（自閉症・アスペルガー症候群）

自閉症とは、言葉の発達の遅れ・コミュニケーションの障害・対人関係・社会性の障害

アスペルガー症候群とは、基本的に言葉の発達の遅れはないコミュニケーションの障害

対人関係・社会性の障害・パターン化した行動・興味・関心のかたより・不器用

注意欠陥多動性障害

不注意(集中できない)、多動・多弁(じっとしてられない)、衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

学習障害

読む。書く、計算する等の能力が、全体的な知識発達に比べて極端に苦手

*障害のモデル(因果的視点)

個人モデル:発達障害→ 本人の活動制限、困っている状況

視察調査・研修会等報告書

社会モデル:発達障害と社会的障壁→ 本人の活動制限、困っている状況

*ただし、社会的障壁の問題性が強調される。

<医学モデルから得られやすい発想>

「発達障害があってもいいけど、どうしたら発達障害を治療できるか」、「社会参加のためには<普通の人>みたいにならないとダメ」、「本人が困っているのは、発達障害があるから仕方ない」

<社会モデルから得られやすい発想>

「治療は本人が望めばいいけど、社会参加のために治療が必要なわけではないし、必ずしも<普通の人>にならなくてもいい」「本人がこもっているのは、社会に偏見や差別があるからだ」、「発達障害があつたまま社会に参加できるためには社会はどう変わるべきか」

→ 障害者差別解消法の成立

障害者差別解消法の概要

国連の障害者権利条約を締結するために

2013年6月 障害者差別解消法の成立

2016年4月 障害者差別解消法の施行

2021年5月 改正障害者差別解消法の成立

2024年4月 改正障害者差別解消法の施行

事業所の合理的配慮が努力義務から義務へ

障害者差別解消法の目的

「この法律は、障害者基本法の基本理念にのっとり、すべての障害者が、障害者でないものと等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」

障害者差別解消法の対象者

障害者:障害及び社会的障壁により、生活に制限を受ける状態にある者。障害手帳

視察調査・研修会等報告書

を持っている人に限られない。

障害モデル:社会モデルを採用している。

個人モデル: 障害 →制限(本人が困っている状態)

社会モデル:障害と社会的障壁 →制限(本人が困っている状態)

但し、社会的障壁の問題性が強調される。

障害者差別解消法と障害者雇用促進法の対象分野

障害者差別解消法の対象分野は、日常生活、社会生活の分野全般。

但し、雇用関係における障害者差別の禁止と合理的配慮義務は、2013年改正の障害者雇用促進法が定めている。障害者雇用促進法では、事業主の合理的配慮は義務である。

障害者差別解消法が禁止する2つの差別

① 不当な取り扱い

正当な理由がある場合は、差別的取り扱いをすることを許容される。

② 合理的配慮の不提供

過重な負担などがある場合は、配慮を提供しない事は許容される。

不当な差別的取り扱いの概念

① 不当な差別取り扱いは、直接差別をいみする

(例) 直接差別 障害者だから参加できません
盲導犬だから参加できません

② 不当な差別的取り扱いは、間接差別を含まない。

合理的配慮の概念

合理的配慮のポイント →7つの要素

- ① 個々のニーズ
- ② 非過重負担
- ③ 社会的障壁の除去
- ④ 意向尊重
- ⑤ 本来業務不随
- ⑥ 機会平等
- ⑦ 本質変更不可

視察調査・研修会等報告書

令和 6 年 7 月 23 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議員 篠崎 佳之 様

議員氏名(片山 照美)



研修・視察日時	令和 6 年 7 月 18 日~19日
研修会場・視察先	東京都千代田区丸の内 国際ビル
研修名・視察目的	人口減少時代の自治体財政
対応者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	<p>財政基礎研修では、議員が知るべき財政の本質とは何かを学び 制度を理解して委員会等で質問できるようにする。</p> <p>また、小山市の財政を「財政決算カード」を見ながら現状を把握する。 財政が破綻に向かっている自治体の財政状況を見て具体的に学ぶ。</p>
市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等	<p>小山市は、市長交代により財政が厳しくなっていると言われてい いる。財政の講義を受けることで、財政を理解し、収支を学び、小山市の 豊かな財政が現在どのようになっているかを学ぶ。また、今後どのよう なることが住みよいまちづくり、地域づくりになるかを学び、今後の 議員活動に繋げていきたい。</p>

視察調査・研修会等報告書

(7月18日)

人口減少時代の自治体財政

1, 議会の役割とは

予算を決める。

税金(公金)の使途や集め方について予算を決める。

2, 価値(大切なもの)の発展

地域社会の在り方を話し合っで決める。

基本的人権、平和、環境、文化、健康、社会的弱者の包摂、人と人の繋がりなど

*地方議会と財政

始めに財政はとても難しい。15年かけてやっと解るぐらい難しい。

それを理解するには

1, 細かい違いにとらわれない。

難しい用語が出てきても、常識的に考えてよい。大事なものは基本的なことを理解すればよい。

2, あらゆる用語はすべて財政の基本的項目の具体的なものに過ぎない。

基本的なことが解れば後は些細なこと。

3, 収入と支出がすべてである点では、自治体も家計や企業とまったく同じである(常識で理解する)

お金は入って出ていだけ(余ったら貯金、足りなかったら貯金の取り崩し)

*財政用語の{どうでもいい違い}の例

歳入と収入は違うのか? 収入で考える。(1年間なので歳入という)

歳出は→支出 基金は→貯金 地方債は→借金 地方は→自治体

地方自治体は→地方公共団体 地方税は→市税、町税

一般会計は→普通会計 ベースは一般会計

特別会計は→公営事業会計のように財政用語は細かく見なくてもよい。

*財政は家計(企業)と同じ

・お金は回りさえすればよい。お金の使い方は自由、その使い方がいいか悪いかを話し合いをするのが議会

・入ってくるお金より出ていくお金が多かったら、自治体はどういう行動をとるか。

貯金の取り崩しをしてぐるぐるまわす。

視察調査・研修会等報告書

*自治体財政のルール

- ① 消費者ローンが借りれない。
- ② 必要なものは借金してでも買うことも大切
- ③ 住宅ローンは黒字国債
- ④ 消費者ローンは赤字国債
- ⑤ 自治体の収入は貯金をとりくずした状態でみる→必ず黒字になっている。
→収入の中には貯金を取り崩して入れている

*予算と決算はどちらが大切か

自治体の目的は「住民の福祉の増進」(地方自治法)

大切なのは、住民ニーズにこたえる住民サービスの実施

方針(予算)であって、収支結果(決算)ではない

議会と行政の役割分担

議会は話し合い 行政は実施

議会の花形は予算会議

住民は「予算」を通じてしか行政の活動をコントロールできない。

自治体財政のルールはたった一つ;赤字にしない

(自治体は赤字予算を組むことが認められていない(自治体は「消費者ローン」をかりれない)

赤字にしない事だけを守れば財政をどこへ支出するかはすべて優先順位(好み)の問題

(家計とまったく同じである) ⇒財政の知識を活用して、それぞれの立場から議会で取り組む
ことが何よりも大切

*地方財政の歳入の内訳

主な一般財源は、地方税と地方交付税

主な特定財源は、国庫支出金と地方債

*自治体の歳入(家計による理解)

支出 一般財源(食費、光熱費、教育費、通信費、保険料など)

特定財源(学費等、住宅費)

収入 給料(地方税) 仕送り(地方交付税)

両親世帯(国) 年金・資産収入(国税等)

視察調査・研修会等報告書

歳入のまとめ

地方税は「給料」である

地方交付税は「義務的な仕送り」である

国庫支出金(補助金)は「プラス α の仕送り」である

地方債は「住宅ローンと同じ」である

一般財源と特定財源

一般財源は、自治体が自分で用途を決めることができる財源

特定財源は用途が限定されている財源(国庫支出金、地方債等)

とにかく重要なのが「一般財源」

なぜ一般財源が重要なのか

自治体がやりたいことが実行できる

一般財源が少なければ、特定財源(国庫支出金、地方債等)が入ってこない

自治体の財政指数のすべてが一般財源との関係で判断される。

たとえば経常収支比率、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率)等

課税自主権

・超過課税・・・標準税率引き上げる

・軽減課税・・・標準税率引き下げる

法定税と法定外税

・法定税・・・地方税法に規定されている税

・法定外税・・・自治体が独自に課税する税

一般財源の総額は

普通交付税と基準財政収入額と留保財源→基準財政需要額

臨時財政対策債(借金)→地方交付税の不足分

国庫支出金とは(いわゆる補助金)

国庫支出金は使い道が決められた仕送り

国からの仕送りは、地方交付税と国庫支出金(補助金)の2つ

地方交付税は用途が自由であるが、国庫支出金は決められた用途にしか支出ができない(流用してはならない)

視察調査・研修会等報告書

国庫支出金は、用途が決められているだけではなく、対象となる事業の使用から原材料に至るまで細かく条件が決められていることが多い。

国庫支出金の基本的な仕組み

国庫支出金(補助金) + 自治体の一般財源(地方税・地方交付税等)

(50%) (50%)

地方債

地方債は住宅ローンとうりふたつ

借金は決して悪いことではない

地方債で債務が増えることには自治体は問題ではない。

私たちはなぜ住宅ローンを借りて、家を建てるのか？

- ・住宅(施設)からのサービスが早く発生する
- ・時間経過にともなう負担の公平さが保たれる

落とし穴も住宅ローンと同じ(負担感がない)

- ・無駄なもののかう
- ・身の丈に合わない借金をする

住宅ローン(通常債)と消費者ローン(特例債)は違う

地方債の基本的な仕組み

地方債 + 自治体の一般財源(地方税・地方交付税) → 事業費全体

(70%) (30%)

国庫支出金と地方債の組み合わせ

国庫支出金 + 地方債 + 自治体の一般財源(地方税・地方交付税等)

(50%) (35%) (15%)

歳出の原則

「収入の範囲内で最大の福祉を実現する」

(自治体は、借金ができる範囲が制限されているうえに、国の財政統制制度に服さなければならない)

具体的な要件は2つ

- 1, 市民のニーズにあった事業をおこなっている たとえば住民が必要とする福祉サービスが足りていない一方で、建てた公共施設が誰にも使われない。

視察調査・研修会等報告書

2, 費用が最も少ない

たとえば、まったく同じサービスをやっているのに、一方は1時間で済んでいるのに対して、他方は5時間もかかっている。

歳出は目的別歳出と性質別歳出の2つ

目的別歳出(目的別経費)

教育のために使われたのか、福祉の為に使われたのかなど、行政目的ごとに歳出を分類したもの(歳出項目をみれば即時的に理解できるわかりやすい分類)

性質別歳出(性質別経費)

給料に使われたのか、建設に使われたのかなど、経費の経済的な性質ごとに歳出を分類したもの(ほとんどの歳出項目はわかりやすいものであるが、一部に重要かつわかりにくいものが含まれている分類)

*自治体財政の分析にとっては、性質別歳出の方が重要

歳出を見る場合の注意点(総論)

各歳出項目の大きさだけを見ず、その中に含まれる一般財源の負担分をみる

・それぞれの歳出項目はいくつかの財源(地方税、地方交付税、国庫支出金(補助金)、地方債、使用料、手数料など)によって賄われている。自治体にとっての本当の負担は一般財源(地方税と地方交付税)のみであるから、その歳出項目に支出されている一般財源の大きさをみる

・地方債が財源として多い場合は、その元利償還金(公債費)が将来の自治体の一般財源の負担になることに注意する

建設費(投資的経費)はその後の維持管理がすべて自治体の一般財源の負担で賄わなければならないことに注意する。

公共施設やインフラの建設の経費は主に地方債と国庫支出金で賄われるが、完成後の維持管理経費は一般財源の負担となる

歳出をみる場合の注意点(各論)

目的別歳出

各項目には建設費(投資的経費)が含まれているため、経費の大きさだけから事業規模を判断しては

視察調査・研修会等報告書

ならない(事業規模が大きいからといって、サービス水準が高いとは限らない)

性質別歳出

・人件費と物件費(その6割は委託料)はセットで捉えることで、一般会計における実質的な人件費の大きさをみないといけない

・繰り出し金と補助金等は、公営事業や一部事務組合等への支出であることから、一般会計とこれかの各会計との関係に注意する

・性質別歳出の費目ごとに経常収支比率が示されているため、経常収支比率の問題を考える場合には性質別歳出の各費目の占める割合に着眼する

財政破綻・財政危機とは何か

財政を見る時のポイントは

このまま進めば赤字に陥らないか、歳入に基金からの繰入金が含まれていないか。

基金が底をつけば、自治体は財政破綻する そのためにも黒字と赤字の意味を正確に理解する

◎自治体の黒字は貯金を取り崩している場合と崩していない場合がある。

財政破綻の前には基金がなくなる。

財政の黒字・赤字の視点

財政にとって、黒字が大きいことは良くない。

自治体の財政運営の目的は「利益をあげる」ことではなく、黒字が多ければその分を住民に還元することが必要となる

また、財政の黒字は基金に積み立てることで、将来の財政運営の安全を確保することも大切である。

財政の黒字がある場合、それを住民サービスとして支出するか、将来に備えて基金(貯金)に積み立てるかを判断するのは政治の役割。

基金の種類は3つ

1, 財政調整基金

年度間の財源調整のための基金(普通預金)

2, 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための基金

3, 特定目的基金

その他の特定の目的のために設置される基金(住宅建設のための頭金貯蓄や学資保険のような

視察調査・研修会等報告書

もの)

財政力指数とは

財政力指数は基準財政収入額÷基準財政需要額 25%は留保財源

*基準財政需要額は自治体の規模等によって決まるために、財政力指数は税収力の大きさを表す

財政危機を予測する

財政調整基金の取り崩し等による補填をしない状態での収入と歳出の差を推計する

収支不足を財政調整基金の取り崩し等で埋め合わせていった場合に、財政調整基金等が今後何年でそこをつくか計算する

その間にどのぐらいの規模で、どのように進めるべきかを検討する

*ここで、財政削減を住民サービスの低下を回避するために収入増加策に頼ろうとすれば財政危機の克服は困難となり、かえって財政危機を進行させてしまう。

(7月19日)

財政波状に向かう自治体財政

*税金が増えているので基金がどこでも増えている。

*人口に占める地方公務員の数は2%と言われている(国はもっと減らせと言っている)

自治体 DX の推進

自治体戦略2040構想研究会

自治体が住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくためには AI やロボティクスによって処理することができる。事務作業は全て AI/ロボティクスに任せ、職員は職員でなければできない業務に特化することが必要である。

従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増やす課題を突破できるように仕組みを構築する必要がある。

子ども子育て政策の強化と地方財政

こども未来戦略方針

- ① 財源については、国民的な理解が重要である。このため、2028年までに徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果および社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す。

歳出改革等は、これまでと同様、全世代型保障を構築するとの観点から、歳出改革の取り組

視察調査・研修会等報告書

みを徹底するほか、既定予算の最大源の活用を行う。

子ども子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、「加速化プラン」の地方財源についてもこの中で併せて検討する。

ふるさと納税

将来的には、ふるさと納税収入を一般財源として扱うことも検討すべき

国と地方のせめぎ合い(基本認識)

財政制度等審議会「我が国の財政運営の進むべき方向」

地方財政制度審議会「地域経済の好循環及び持続可能な地域社会を実現するための地方改革についての意見」

地方自治体が、社会経済情勢の大きな変化に柔軟かつ的確に対応し、人々の生活に必要なサービスを安定的、持続的に提供していくことが、住民の生活を守り、住民が幸せに暮らすことができる持続的な地域社会の実現につながる。

国と地方のせめぎ合い(地方財政)

地方自治体が行政サービスを安定的に提供し、日々直面する行政課題に対応していくためには、地方自治体の財政面での将来不安を取り除き、各地方自治体が予見可能性を持ちながら、計画的かつ安定的に財政運営を行うことができるようにすることが極めて重要である。

その他

財政非常事態発生宣言の坂南市の解説、

堺市の財政指標からみる財政状況の説明を受ける。

小山市の財政状況は問題ないことを理解する。(令和4年決算カード参照)

視察調査・研修会等報告書

令和 6 年 9 月 17 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議長 篠崎 佳之 様

議員氏名(片山 照美)



研修・視察日時	令和 6 年 8 月 23 日
研修会場・視察先	大阪府 社会福祉会館
研修名・視察目的	生活保護をあたりまえの権利に
応対者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	生活保護の役割が高まってきている中、いまだに利用にあたっては、ハードルが高いと言われていいます。一方心ある地方議員や自治体職員の方々によって生活保護行政を改善する取り組みも広がっている。最新の情報を共有して、地域から生活保護をあたりまえの権利にしてい くための研修を受けることで議会質問に繋げたい。
市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等	小山市民にとって生活保護を受けることは非常に大変な決心が 必要になる。その決心から「生活保護を受けるにはどうしたらいいか。」 という市民からの相談があった時、市民をきちんと制度にのせてあげる には、持っている知識だけではなく、自ら生活保護制度 を理解し、 方法や手続き、また同席での注意点を学び、市民から相談してよ かったと言われるような議員として活動していきたい。

視察調査・研修会等報告書

○生活保護と地方議員の役割

国の悪政から住民の命と暮らしを守る。

基本的立場 生活保護の最大限の活用

生活保護制度は、自治体による根強い制限的運用によって歪められている。限界はあるが、本来の「チカラ」を発揮させ、最大限活用させなければならない制度

2, 2つの場面

(1) 地方議会での質問、住民、市民運動、専門家と連携して民主的な生活保護行政を実現

(2) 住民の生活保護申請の同行支援

面接場面では違法行為がおこなわれやすい

○日本の貧困と生活保護

物価高騰・社会保険料増～市民生活は限界

最近の保護利用者は最高時から15万人減

○なぜ生活保護の利用が増えずに減るのか

生活保護利用者が減る増えない理由

1, 国の根強い生活保護抑制政策→生活保護はできるだけ使わない。

2, 資産保有の厳しい 制限→保護開始時には預貯金なしが前提

丸裸にならないと生活保護にならない。自動車の原則保有、使用の禁止

3, 生活保護基準の引き下げ2013年～2018年にわたり10%近くの減額による生活困窮者の排除

※下がったままの生活保護費

4, 保護申請時の扶養照会

5, 水際作戦、硫黄島作戦の規制が後回し

6, 生活保護バッシングによる生活保護への忌避感情・スティグマの定着

「生活保護を受けるのは恥ずかしい」「生活保護利用者にフルスペックの人権を保障するのはどうか」「生活保護だけは死んでもいや」。

生活保護世帯の急減

○生活保護母子世帯の急減 2012年 11,4%→2024年、3月 3,8%

視察調査・研修会等報告書

二極化する自治体

○自治体の二極化

違法な生活保護運用によって市民を生活保護から遠ざける自治体

群馬県・桐生市

2011年から2022年まで保護人員、保護費とも半額(母子世帯2世帯へ)

保護費の1日1000円の分割渡し、福祉事務所が保護利用者のハンコ1,944本保管
保護廃止の4割に辞退届。家計簿提出指導による保護廃止。

民間 NPO 等への金銭管理委託

愛知県安城市

定住外国人母子世帯(生活保護の準用対象。家賃滞納により立ち退きを求められていた)が生活保護の申請意思を示していたにもかかわらず、安城市職員は「ホームレス状態にある外国人は生活保護の対象ではない」という誤った説明をして生活保護を開始せず。その後保護は開始されたが、誤った説明が録音されたことから市長が謝罪し、第3者委員会が発足し、市の誤りを認定。市の当初の説明は、①生活保護準用対象の外国人であったこと、②ホームレスではなかったが、仮にホームレスであったとしても生活保護は適用されることから、二重の誤り。

京都府亀岡市

同市では2020年までの5年間で保護世帯2割減、母子世帯6割減、保護申請時の議員の動向等プライバシーを理由に拒否。市民団体の抗議等によりその後是正。

奈良県香芝市

市議会議長の、「市議会議員は生活保護の申請に同行しないことになっている」という発言に疑義を呈した議員の発言をとらえて「陳謝」処分になった。

自治体発行「保護のしおり」の抜本的改善

必ず成果！自治体教育、申請同行に有効！

1, 生活保護のしおりとは

自治体が生活困窮者に生活保護を説明し、市民と生活保護を結びつける「かけ橋」、
「ファーストコンタクト」厚労省は正しく新しい「しおり」にするよう毎年求めている。

2, 奈良県内14の「保護のしおり」点検を实地、ランキング化、県へも申し入れ

3, 効果

しおりの改訂改善実施事務所→ 14福祉事務所中10ヶ所

しおりの改善ポイント 平均で23ポイント上昇

具体的な改善項目

高校生のアルバイト 1→7

視察調査・研修会等報告書

保護費の返還からの自立控除 0→7

居住不要不動産4原則保有可 2→8

バイクの保有可 2→7

就労支援や職業訓練 0→6

二極化の分かれ目

1, 生活保護への市政の変化

2, 生活保護を使いやすくし最大限活用するための努力

3, 実施体制の拡充

自治体生活保護行政の検証手順

1, 何らかの違法、不適当な事例が発生

2, 事例の事実確認

3, 当該自治体の生活保護行政のチェック

4, 事件及び行政分析から明確になった問題点を公開質問し、その結果に基づき要望を作成。必要に応じ、第三者による検証委員会の設置を求める。

5, 現地調査を行い、当該自治体責任者と要望書に基づき面接する。

6, 調査結果について記者会見を行いマスコミに周知

7, 監督機関である国、都道府県に特別監査等指導を求める。

8, 明らかな違法行為等については訴訟等を検討する。

生活保護裁判事例 5つの事例を紹介

生活保護世帯から進学する若者のための給付奨学金

世田谷区子ども若者部子ども家庭課

○生活困難度

生活困難層は「生活困窮度」により把握します。貧困を測定する指標である「生活困難度」は子どもの生活における困難を、①低所得②家計の逼迫③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素から捉えています。

世田谷区の子どもの貧困

子どもの貧困対策計画

支援サービスの充実、支援に繋がる支援の強化 (一般財源を活用)

視察調査・研修会等報告書

生活保護世帯の子どもの大学進学率 → 39,9%

生活保護世帯の保護費の減額が進路選択にあたって影響した → 61,9%

大学進学に伴う保護費の減額 → 二人親家庭 月額 39,370 円

→ 一人親家庭 月額 48,240 円

大学等を欠席している理由 → 病気・アルバイト

*生活保護世帯の子どもの高等教育への進学にあたって、国の生活保護制度が
大きな障壁

*国の制度のはざまにあり、困難を抱えている生活保護世帯出身の若者の高等教育への
進学支援及び中退防止を目的とした給付型奨学金を開始

世田谷区生活保護世帯から進学するための給付型奨学金

< 対象者 >

次の1から7すべてにあてはまる対象者

- 1, 高校を卒業した年度の3月31日時点で28歳未満であり、世田谷区から生保を受給している。
- 2, 大学などに入学する年度の4月1日時点で、学生本人が生活保護を受給していない。
(世帯分離の状況を含む)
- 3, 大学等に入学後も、保護者が世田谷区から生活保護を受けている。
- 4, 高校等を卒業した後、3年以内に対象となる学校に通学している。
- 5, 留年していない(休学を除く)
- 6, 学生本人または保護者のうち1人以上が世田谷区民である。
- 7, 大学などに初めて入学する。

*子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の連鎖をた
ちきると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないように

困窮者支援の現場から 小林 美穂子

— 生活保護制度は使いやすくなっているのか —

制度利用を阻むもの

- 1, 自己責任論・スティグマ
- 2, 困窮者支援窓口や社会福祉協議会への誘導
- 3, 福祉事務所での水際作戦等、不適切・違法な対応

視察調査・研修会等報告書

*あの手この手で申請を阻む水際作戦

*扶養照会は水際の最大の武器

*扶養照会の不毛

(扶養照会の不毛)

メリット 水際に有効、マウント取るのに有効

デメリット 困っている人を制度から遠ざける

家族関係を崩し、当事者を孤立させる。

ただでさえ忙しい福祉事務所の職員の負担を増やす

利用者と職員の信頼関係構築を阻害

人件費、切手代のムダ、照会したところで金銭的援助はほぼなし。

3名の事例報告

1, 扶養照会改善に向けた取り組み 足立区議会議員

2, 香芝市議会における異常な懲罰問題について 香芝市議会議員

3, 明日からできる、ここまでできる。議員活動最前線

以上